

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

盛岡市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

盛岡市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容 ※	盛岡市は、住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。（別添1を参照） ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認
③対象人数	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム
②システムの機能	1. 住民票の記載機能 転入、出生等により住民基本台帳に新たに住民情報を記録（住民票を作成）する。 2. 住民票の記載の修正機能 転居、婚姻等により住民票の記載事項に変更があった際に記載内容を修正する。 3. 住民票の消除機能 転出、死亡等により住民票を消除する。 4. 住民票の照会機能 該当する住民に関する記録（住民票記載事項）を照会する。 5. 証明書・通知書の発行機能 住民票の写し、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する。 6. 統計資料・閲覧資料の作成機能 異動集計表、人口統計用の集計表、閲覧台帳等を作成する。 7. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、住民の情報を地方公共団体情報システム機構、都道府県、他市町村と連携を行う。 8. 出入国在留管理庁情報連携システムとの連携機能 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成及び出入国在留管理庁通知の取込等を行う。 9. 庁内の各事務システムとの連携機能 各事務システムと住民異動情報のデータ連携を行う。 10. 証明書コンビニ交付システムとの連携機能 コンビニ店舗で住民票の写し等を発行するための証明書データの連携を行う。 11. 住民票関係情報の提供機能 情報提供ネットワークを通じ法令に基づく住民票関係情報の提供を行う。 12. 個別事項情報の管理機能 住民票個別事項項目となる国民健康保険、国民年金、介護保険及び後期高齢者医療の資格情報、児童手当の支給に関する情報、選挙人名簿への登録情報を管理する。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (出入国在留管理庁情報連携システム, 証明書コンビニ交付システム, 戸籍システム)

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 既存住民基本台帳システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CS(コミュニケーションサーバ)の本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2. 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住民基本台帳ネットワークシステムが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 6. 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県サーバ保存本人確認情報ファイル及び地方公共団体情報システム機構が全国サーバにおいて保有している地方公共団体情報システム機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 7. 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である地方公共団体情報システム機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、地方公共団体情報システム機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 地方公共団体情報システム機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 ☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

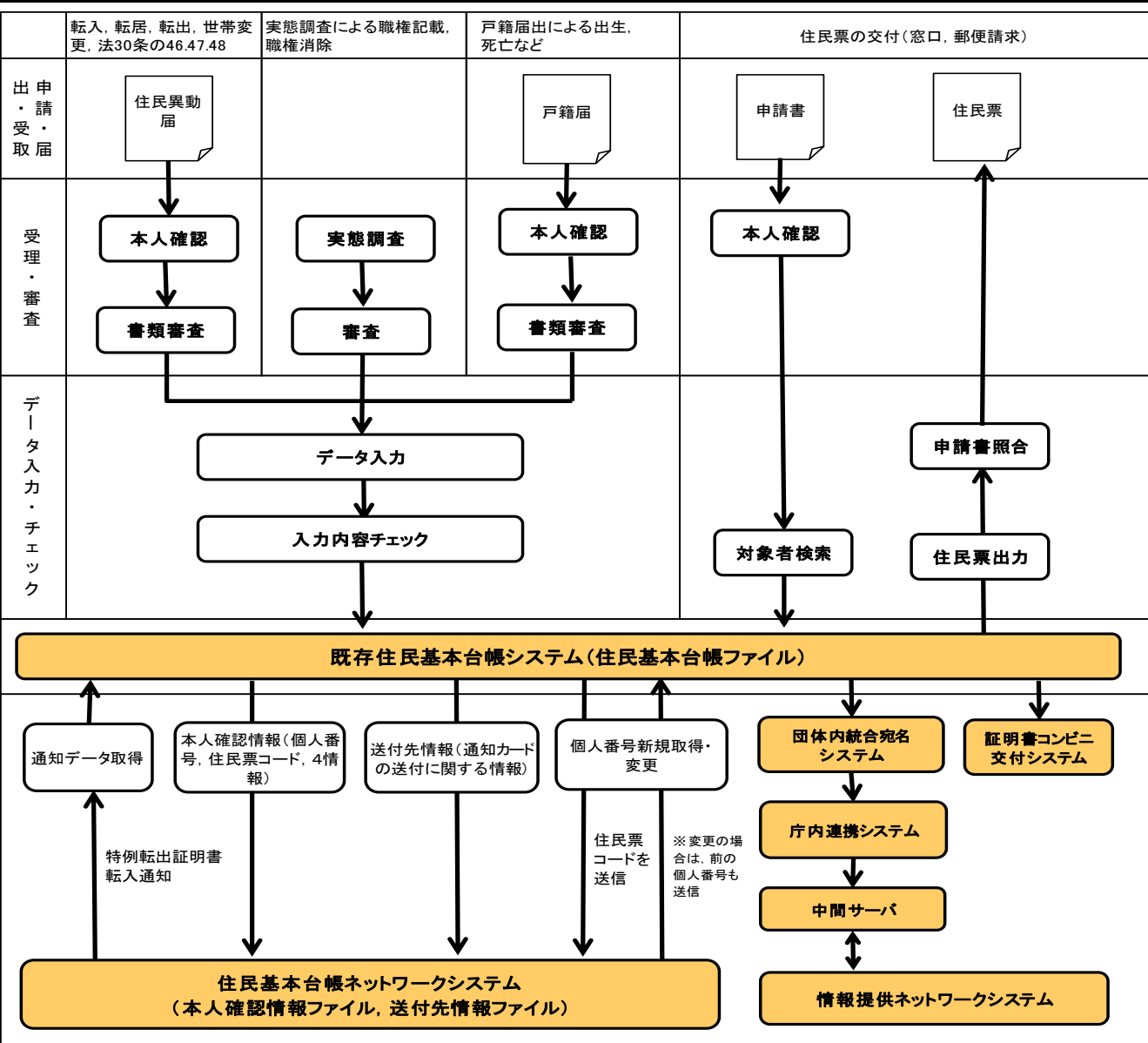
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1. 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号（以下「統合宛名番号」という。）が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。各事務システムからの統合宛名番号要求に対し、統合宛名番号を付番し、各事務システム及び中間サーバーに対し返却する。 2. 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。 3. 中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する。 4. 各事務システム連携機能 各事務システムからの要求に基づき、個人番号又は統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 （ 中間サーバー)
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の照会及び受領（照会した情報の受領）を行う。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。 4. 各事務システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、統合宛名システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 （)

システム5	
①システムの名称	証明書コンビニ交付システム
②システムの機能	1. 証明書データ作成機能 コンビニ等のキオスク端末における、市民からの証明書請求に応じて、住民票や税証明等の証明書のデータを作成する。 2. 既存住民基本台帳システムとの情報連携機能 既存住民基本台帳システムで住民票等の記載事項に関する異動等が発生した際に、既存住民基本台帳システムから異動情報を受信する。 3. 税務システムとの情報連携機能 税務システムで課税証明に関する異動等が発生した際に、関係する異動情報を受信する。 4. 戸籍システムとの情報連携機能 戸籍証明の請求があった際に、戸籍システムから戸籍に関する証明書の情報を受信する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (戸籍システム, 証明書交付センター)
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	庁内連携システム
②システムの機能	1. 庁内連携機能 ①各事務システム間の連携において、各事務システムの連携用データを格納する。 ②各事務システムにおいて、異動等により情報に修正があった場合、その異動情報等で修正データを作成する。 2. 中間サーバー連携機能 ①特定個人情報のうち、更新対象データを中間サーバーに連携する。 ②「他団体への情報照会内容」を中間サーバーに連携する。 ③「他団体からの情報提供内容」を中間サーバーから取得する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (中間サーバー, 庁内の各事務システム)
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル (2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	(1) 住民基本台帳ファイル ①住民基本台帳法に定める住民基本台帳の整備，正確な記録及び記録の管理等を行うため。 ②番号法に定める個人番号とすべき番号の生成要求及び個人番号の指定を行うため。 (2) 本人確認情報ファイル 本人確認情報ファイルは転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため，また全国的な本人確認手段として，1つの市町村内にとどまらず，全地方公共団体で，本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として，以下の用途に用いられる。 ①住民基本台帳ネットワークシステムを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため，区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②都道府県に対し，本人確認情報の更新情報を通知する。 ③申請・届出の際に提示された個人番号カードを用いた本人確認を行う。 ④個人番号カードを利用した転入手続きを行う。 ⑤住民基本台帳に関する事務において，本人確認情報を検索する。 ⑥都道府県知事保存本人確認情報及び地方公共団体情報システム機構保存本人確認情報との整合性を確認する。 (3) 送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については，事務効率化等の観点から，市町村から，地方公共団体情報システム機構に委任しており，地方公共団体情報システム機構に通知カード及び交付申請書情報を提供する。(通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード，個人番号カード関連事務の委任)により地方公共団体情報システム機構に対する事務の一部の委任が認められている。)
②実現が期待されるメリット	住民票の写し等にかえて，本人確認情報を利用することにより，これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ，もって国民・住民の負担軽減(各機関を訪問し，証明書等を入手する金銭的，時間的コストの節約)につながることが見込まれる。 また，個人番号カードによる本人確認，個人番号の真正性確認が可能となり，行政事務の効率化に資することが期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第9条(住民票の記載等のための市町村長間の通知) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の4(住民票コードの記載の変更請求) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 97, 101, 102, 103, 105, 106, 107, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民登録課
②所属長	市民登録課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(1) 住民基本台帳ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住民基本台帳法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。以下同じ。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。	
その必要性	住民基本台帳法に基づき、住民に関する記録を正確に行うため、区域内の全ての住民の情報が必要である。	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()	
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住民基本台帳法第7条(住民票の記載事項)及び第30条の45(外国人住民に関する住民票の記載事項の特例)に基づき、住民票に記載をすべきものとされる事項を記録する必要があるため、妥当である。 また、住民基本台帳ネットワークを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため、妥当である。 ・その他識別情報 内部事務において、対象者を正確に識別する情報を記録する必要があるため、妥当である。	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成27年7月	
⑥事務担当部署	市民登録課	

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
③入手の時期・頻度		住民票の記載, 消除又は記載の修正に係る届出又は通知がなされた都度入手する。	
④入手に係る妥当性		住民票の記載, 消除又は記載の修正は, 住民基本台帳法施行令第11条(届出に基づく住民票の記載等)及び第12条(職権による住民票の記載等)により, 届出又は通知等に基づき行うこととされているため, 妥当である。	
⑤本人への明示		住民票に個人番号が記載されることについては, 住民基本台帳法第7条(住民票の記載事項)に, 届出等に基づき住民票の記載, 消除又は記載の修正を行うことについては住民基本台帳法第8条(住民票の記載等)に示されている。	
⑥使用目的 ※		住民基本台帳法に基づき住民基本台帳への記載を行う。	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体		使用部署 ※	市民登録課, 都南総合支所, 玉山総合事務所, 青山支所, 築川支所, 太田支所, 繫支所, 飯岡出張所, 乙部出張所, 巻堀出張所, 玉山出張所, 藪川出張所, 市民登録課盛岡駅西口サービスセンター, 市民登録課松園連絡所
		使用者数	100人以上500人未満 [] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		1. 住民票の記載, 消除又は記載の修正 住民からの届出又は通知等に基づき, 住民票の記載, 消除又は記載の修正を行う。 2. 住民票の交付 個人番号を記載した住民票交付の請求があった場合は, 本人確認を行ったうえで交付を行う。 3. 転出証明書への記載 転出先市区町村に提出する転出証明書への個人番号の記載又は住民基本台帳ネットワークを介した転出情報の送信 4. 庁内関係各課への情報提供 番号法で定められた事務において本人確認により状況把握が必要となった際の情報提供 5. 住民基本台帳ネットワークシステム連携 本人確認情報の送信, 個人番号の取得, 符号の取得要求及び通知カード送付先情報の送信 6. 情報提供ネットワークシステム連携 住民票関係情報の送信	
		情報の突合 ※ (1)通知カード, 個人番号カード等により, 正確な本人確認を行う【上記1, 2, 3】 (2)住民票コードにより, 正確な記録を行う【上記5】 (3)その他識別情報により, 対象者を正確に把握する【上記4, 6】	
		情報の統計分析 ※ 個人に着目した分析・統計は行わず, 人口統計など件数の集計を行うことにのみ使用。	
		権利利益に影響を与え得る決定 ※ 該当なし	
⑨使用開始日		平成27年10月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		委託する 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件)	
委託事項1		住民記録システム管理運用事務等委託	
①委託内容		電子計算機により住民情報の記録を行うとともに、異動処理や帳票印刷を行うもの	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 ＜選択肢＞	
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
	その妥当性	既存住民基本台帳システムの運用・保守業務においては、システムで保有する全てのデータを取り扱うことから、特定個人情報ファイル全体の取扱いを委託する必要があるため、妥当である。	
③委託先における取扱者数		10人以上50人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 ＜選択肢＞	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		○ 専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		市担当部署に問い合わせて、回答を受けることで確認できる。	
⑥委託先名		株式会社アイシーエス	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託しない 1) 再委託する 2) 再委託しない ＜選択肢＞	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項2～5					
委託事項2		証明書コンビニ交付システム運用事務委託			
①委託内容		証明書コンビニ交付システムの運用・保守管理を行うもの			
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部			
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上			
	その妥当性	証明書コンビニ交付システムの運用・保守業務においては、システムで保有する全てのデータを取り扱うことから、特定個人情報ファイル全体の取扱いを委託する必要があるため、妥当である。			
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上			
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリー [] 紙 [○] その他 (LGWANによる暗号化)			
⑤委託先名の確認方法		市担当部署に問い合わせることで確認できる。			
⑥委託先名		株式会社アイシーエス			
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない			
	⑧再委託の許諾方法				
	⑨再委託事項				
委託事項6～10					
委託事項11～15					
委託事項16～20					

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☒] 提供を行っている (59) 件 [☐] 移転を行っている (40) 件 [] 行っていない
提供先1	岩手県
①法令上の根拠	住民基本台帳法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更又は新規作成情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、地方公共団体情報システム機構に通知する。 ・都道府県の執行機関に対し本人確認情報を提供する。
③提供する情報	住民票コード, 氏名, 生年月日, 性別, 住所, 個人番号, 異動事由, 異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民(消除者を含む。)
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☒] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。
提供先2～5	
提供先2	番号法別表第二の第1欄に掲げる者(別紙1のとおり。)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の項番(別紙1のとおり。)
②提供先における用途	番号法別表第二の第2欄に掲げる事務(別紙1のとおり。)
③提供する情報	住民基本台帳法第7条第4項に規定する事項
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民(消除者を含む。)
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

移転先1		別紙2の移転先の欄に掲げる者	
①法令上の根拠		番号法第9条第1項 別表第一の項番(別紙2のとおり。)	
②移転先における用途		番号法別表第一の右欄に掲げる事務(別紙2のとおり。)	
③移転する情報		個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民票関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		区域内の住民(消除者を含む。)	
⑥移転方法		[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()	
⑦時期・頻度		随時	
移転先2～5			
移転先6～10			
移転先11～15			
移転先16～20			
6. 特定個人情報の保管・消去			
①保管場所 ※		<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [20年以上]	
	その妥当性	住民基本台帳法施行令第8条(住民票の消除)、第8条の2(日本の国籍の取得又は喪失による住民票の記載及び消除)又は第10条(転居又は世帯変更による住民票の記載及び消除)の規定により消除された住民票について、住民基本台帳法施行令第34条第1項(保存)に基づいて150年間保管する必要があるため、妥当である。	
③消去方法		<システムにおける措置> 住民基本台帳データベースに登録されたデータは、法令に基づく住民票の保存年限を経過した後に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は盛岡市からの操作によって実施される。盛岡市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	
7. 備考			

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイルの記録項目

・住民ファイル

個人番号 個人番号_履歴番号 異動番号 最新フラグ 異動年月日 届出年月日 異動事由フラグ 異動イベント 異動区分フラグ 届出区分コード 住民区分フラグ 住民種別フラグ 世帯通番 世帯番号 行政区コード 住民票コード 旧個人番号 氏名(カナ) 氏名(漢字) 併記名(カナ) 併記名 氏名分類フラグ 通称名(カナ) 通称名(漢字) 通称名優先フラグ 検索用氏名(カナ) 検索用併記名(カナ) 検索用通称名(カナ) 生年月日 生年月日不詳フラグ 性別フラグ 籍番号 世帯員表示順 続柄コード 続柄 住民年月日 本来の住民年月日 世帯員年月日 世帯主個人番号 世帯主氏名(漢字) 世帯主併記名 事実上の世帯主氏名(漢字) 国籍コード 第30条45区分フラグ 在留資格コード 在留カード等番号 在留期間(年) 在留期間(月) 在留期間(日) 満了日 特別永住者証明書交付日 外国人住民日 住居地届出フラグ 郵便番号 都道府県コード 市区町村コード 市内住所コード 都道府県 市区町村 市内住所 地番 方書 住定年月日 住定事由フラグ 住定届出年月日 地番半角1 地番半角2 地番半角3 地番半角4 本籍都道府県コード 本籍市区町村コード 本籍市内住所コード 本籍都道府県 本籍市区町村 本籍市内住所 本籍地番 筆頭者 旧本籍都道府県コード 旧本籍市区町村コード 旧本籍市内住所コード 旧本籍都道府県 旧本籍市区町村 旧本籍市内住所 旧本籍地番 旧筆頭者 通知備考 前郵便番号 前都道府県コード 前市区町村コード 前市内住所コード 前都道府県 前市区町村 前市内住所 前地番 前方書 前世帯主氏名(漢字) 最終住登地郵便番号 最終住登地都道府県コード 最終住登地市区町村コード 最終住登地市内住所コード 最終住登地都道府県 最終住登地市区町村 最終住登地市内住所 最終住登地地番 最終住登地方書 最終住登地世帯主氏名(漢字) 転出予定郵便番号 転出予定都道府県コード 転出予定市区町村コード 転出予定市内住所コード 転出予定都道府県 転出予定市区町村 転出予定市内住所 転出予定地番 転出予定方書 転出予定世帯主氏名(漢字) 転出予定年月日 転出予定届出年月日 転出確定郵便番号 転出確定都道府県コード 転出確定市区町村コード 転出確定市内住所コード 転出確定都道府県 転出確定市区町村 転出確定市内住所 転出確定地番 転出確定方書 転出確定世帯主氏名(漢字) 転出確定年月日 転出確定通知年月日 備考年月日 異動事由 世代 改製年月日 除票年月日 あいまい死亡年月日 住民票出力制御フラグ 住民票出力制御理由コード 外字未登録フラグ 氏名ポイント 生年月日ポイント 性別ポイント 続柄ポイント 住民年月日ポイント 世帯主ポイント 住所ポイント 本籍ポイント 筆頭者ポイント 前住所ポイント 備考ポイント 外国人氏名ポイント 通称名ポイント 国籍ポイント 外国人住民年月日ポイント 第30条45区分ポイント 在留資格ポイント 在留期間ポイント 満了日ポイント 在留カード等番号ポイント 外国人履歴フラグ 施設コード 原票発行フラグ 目視フラグ 登録者 登録日時 更新者 更新日時 旧氏_漢字 旧氏_ふりがな Gid

・住民異動累積ファイル

処理年月日時分秒 異動識別SID 個人番号 個人番号_履歴番号 最新フラグ 異動年月日 届出年月日 異動事由フラグ 異動イベント 異動区分フラグ 届出区分コード 住民区分フラグ 住民種別フラグ 世帯通番 世帯番号 行政区コード 住民票コード 旧個人番号 氏名(カナ) 氏名(漢字) 併記名(カナ) 併記名 氏名分類フラグ 通称名(カナ) 通称名(漢字) 通称名優先フラグ 検索用氏名(カナ) 検索用併記名(カナ) 検索用通称名(カナ) 生年月日 生年月日不詳フラグ 性別フラグ 籍番号 世帯員表示順 続柄コード 続柄 住民年月日 本来の住民年月日 世帯員年月日 世帯主個人番号 世帯主氏名(漢字) 世帯主併記名 事実上の世帯主氏名(漢字) 国籍コード 第30条45区分フラグ 在留資格コード 在留カード等番号 在留期間(年) 在留期間(月) 在留期間(日) 満了日 特別永住者証明書交付日 外国人住民日 住居地届出フラグ 郵便番号 都道府県コード 市区町村コード 市内住所コード 都道府県 市区町村 市内住所 地番 方書 電話番号 住定年月日 住定事由フラグ 住定届出年月日 地番半角1 地番半角2 地番半角3 地番半角4 本籍都道府県コード 本籍市区町村コード 本籍市内住所コード 本籍都道府県 本籍市区町村 本籍市内住所 本籍地番 筆頭者 旧本籍都道府県コード 旧本籍市区町村コード 旧本籍市内住所コード 旧本籍都道府県 旧本籍市区町村 旧本籍市内住所 旧本籍地番 旧筆頭者 通知備考 前郵便番号 前都道府県コード 前市区町村コード 前市内住所コード 前都道府県 前市区町村 前市内住所 前地番 前方書 前世帯主氏名(漢字) 最終住登地郵便番号 最終住登地都道府県コード 最終住登地市区町村コード 最終住登地市内住所コード 最終住登地都道府県 最終住登地市区町村 最終住登地市内住所 最終住登地地番 最終住登地方書 最終住登地世帯主氏名(漢字) 転出予定郵便番号 転出予定都道府県コード 転出予定市区町村コード 転出予定市内住所コード 転出予定都道府県 転出予定市区町村 転出予定市内住所 転出予定地番 転出予定方書 転出予定世帯主氏名(漢字) 転出予定年月日 転出予定届出年月日 転出確定郵便番号 転出確定都道府県コード 転出確定市区町村コード 転出確定市内住所コード 転出確定都道府県 転出確定市区町村 転出確定市内住所 転出確定地番 転出確定方書 転出確定世帯主氏名(漢字) 転出確定年月日 転出確定通知年月日 備考年月日 備考 世代 改製年月日 除票年月日 あいまい死亡年月日 住民票出力制御フラグ 住民票出力制御理由コード 外字未登録フラグ 氏名ポイント 生年月日ポイント 性別ポイント 続柄ポイント 住民年月日ポイント 世帯主ポイント 住所ポイント 本籍ポイント 筆頭者ポイント 前住所ポイント 備考ポイント 外国人氏名ポイント 通称名ポイント 国籍ポイント 外国人住民年月日ポイント 第30条45区分ポイント 在留資格ポイント 在留期間ポイント 満了日ポイント 在留カード等番号ポイント 外国人履歴フラグ 支所コード 異動前後増減フラグ 取消処理年月日時分秒 同月処理フラグ 異動者フラグ 予定者消除フラグ 付記転出フラグ 軽微な修正有無 連携異動番号 原票発行フラグ 目視フラグ 登録者 登録日時 更新者 更新日時 旧氏_漢字 旧氏_ふりがな Gid

(2) 本人確認情報ファイルの記録項目

住民票コード 漢字氏名 外字数(氏名) ふりがな氏名 清音化かな氏名 生年月日 性別 市町村コード 大字・字コード 郵便番号 住所 外字数(住所) 個人番号 住民となった日 住所を定めた日 届出の年月日 市町村コード(転入前) 転入前住所 外字数(転入前住所) 続柄 異動事由 異動年月日 異動事由詳細 旧住民票コード 住民票コード使用年月日 依頼管理番号 操作者ID 更新順番号 異常時更新順番号 更新禁止フラグ 予定者フラグ 排他フラグ 外字フラグ レコード状況フラグ タイムスタンプ 旧氏_漢字 旧氏_外字数 旧氏_ふりがな 旧氏_外字変更連番

(3) 送付先情報ファイルの記録項目

送付先管理番号 送付先郵便番号 送付先住所_漢字項目長 送付先住所_漢字 送付先住所_漢字外字数 送付先氏名_漢字項目長 送付先氏名_漢字_外字数 送付先氏名_市町村コード 市町村名_項目長 市町村名_市町村郵便番号 市町村住所_項目長 市町村住所_市町村住所_外字数 市町村電話番号 交付場所名_項目長 交付場所名_交付場所名_外字数 交付場所郵便番号 交付場所住所_項目長 交付場所住所 交付場所住所_外字数 交付場所電話番号 カード送付場所名_項目長 カード送付場所名 カード送付場所名_外字数 カード送付場所郵便番号 カード送付場所住所_項目長 カード送付場所住所 カード送付場所住所_外字数 カード送付場所電話番号 対象となる人数 処理年月日 操作者ID 操作端末ID 印刷区分 住民票コード 氏名_漢字項目長 氏名_漢字 氏名_漢字_外字数 氏名_かな項目長 氏名_かな 郵便番号 住所_項目長 住所 住所_外字数 生年月日 性別 個人番号 第30条の45に規定する区分 在留期間の満了の日 代替文字変換結果 代替文字氏名_項目長 代替文字氏名 代替文字住所_項目長 代替文字住所 代替文字氏名位置情報 代替文字住所位置情報 外字フラグ 外字パターン 旧氏_漢字 旧氏_外字数 旧氏_ふりがな 旧氏_外字変更連番 ローマ字_氏名 ローマ字_旧氏

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・住民異動届の届出人の本人確認を徹底しており、本人確認した事項を記録してある。 ・受理・審査における運用をマニュアルで定めている。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・住民異動届の記載内容については、記載例を明示しており誤りが無い記載に誘導できる。 ・住民基本台帳以外の項目を登録できないシステムとしている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・住民異動届は統一様式とし、必要項目以外は記載できないようにしている。 ・入力時の添付書類の二重チェックを行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カード又は身分証明書により本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カードもしくは住民基本台帳ネットワークを利用して本人確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	入力時の二重チェックを行っている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・住民異動届出書の取扱いについては、ルールを定めて研修を行い運用している。 ・特定個人情報ファイルは、さまざまな観点からセキュリティ対策が施された場所に保管され、アクセス権限が設定されている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	団体内統合宛名システムは、番号法等関係法令・規則により定められた部署以外からのアクセスが行えないような仕組みを構築している。また、統合宛名システムへは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとしており、当該事務にて必要のない情報との紐付けは行われない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	許可された特定の業務端末だけが、特定個人情報ファイルにアクセスできるように、サーバ及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。	
その他の措置の内容	いずれのシステムも権限のない者の接続を認めない運用により、目的外の情報に触れることができない措置を講じている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ICカードとパスワードによる端末認証に加えて、業務アプリケーションの起動においてもユーザIDとパスワードによる認証を必要とし、使用可能な職員を特定している。 ・ユーザIDに付与されるアクセス権限によって、業務従事者が、業務に必要な範囲の特定個人情報ファイルだけにアクセスすることができるよう制御している。 ・ユーザIDのアクセス権限の設定による制御に加えて、特定個人情報ファイルにアクセスできる業務端末をサーバ及びネットワーク機器のアクセス制御により限定している。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	申請のある都度業務に必要なアクセス権限を確認の上、ID・パスワード発行管理を行っている。権限を有していた職員の異動退職情報を随時確認の上、アクセス権限の変更又は削除を行っている。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	ユーザのアクセス権限を定期的又は随時に確認し管理表を更新している。アクセス権限の発効・失効にあたっては、当該管理表を複数人でチェックする体制を設けている。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・システムのアクセスログ管理機能により、個人を特定したログの管理を行っている。 ・いつ、誰が、誰の、どの情報にアクセスしたかを記録している。 ・管理者は、随時アクセスログを確認できる。 ・当該データに係る文書保存期間中は、アクセスログを保管する。	
その他の措置の内容	職員は情報セキュリティポリシー規程により使用している端末を他人に不正に使用され、又は許可なくして閲覧されることのないよう離席時にはログオフする等適切な管理を行うよう遵守義務が課せられており、これにより人的セキュリティを確保している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	アクセスログ管理を行っている。また、定期的に研修及びサービスミーティングを行い、情報漏えいに係る事例について共有を図り、事務外での使用に対する注意喚起も随時行い、個人情報保護の意識向上を図っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・バックアップ以外にデータを複製することができないように制御している。 ・既存住民基本台帳システムで使用するパソコンは、管理者が指定した外部接続機器を除いて接続不可としている。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する場合やサーバから業務端末にダウンロードをする場合の操作ログを取得している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
アクセス権限を付与された者が使用中の端末から離れる際は、画面ロック機能を使用することにより、長時間に渡り特定個人情報が表示されない対策を講じている。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	システムの運用等を委託するときは、業務委託契約約定及び個人情報取扱事務に係る特記仕様書に情報資産の保護管理及び個人情報の取扱いについて規定していることを示し、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認している。 委託契約の締結後は、必要に応じて実地の監査、調査等を行うことにより、特定個人情報の取扱状況の把握、情報保護管理体制の把握を行う。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	委託先での業務運用状況監視のための端末装置は、業務の流れのみが表示されるものとし、個人情報が表示され、又は入出力できる端末装置は接続しないものとしている。 ただし、障害時には、前段の扱いに関わらずその障害の状況の確認、回復措置及び試験等を行うため、発注者から許可を受けて個人情報が表示され又は入出力できる端末装置を接続し、特定個人情報ファイルへのアクセスを行えることとしている。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	アクセスログによる記録を残している。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならないものとしており、また契約終了又は解除後においても同様としている。 必要に応じて、委託先に対して実地監査・調査等を行う。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	情報資産の授受及び保管等に当たっては、管理台帳を設け、年月日、内容、数量、取扱者等を記録しておくこととしている。 必要に応じて、委託先に対して実地監査・調査等を行う。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	情報資産の授受及び保管等に当たっては、管理台帳を設け、年月日、内容、数量、取扱者等を記録しておくこととしている。 必要に応じて、委託先に対して実地監査・調査等を行う。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	情報資産の授受及び保管等に当たっては、管理台帳を設け、年月日、内容、数量、取扱者等を記録しておくこととしている。 委託先に対して、実地監査、調査等を行うことができる規定を定める。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託を禁止している。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	特定個人情報の提供・移転を行う際は、提供・移転の履歴をシステム上に記録する。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	提供・移転については、番号法等関係法令で定められた事項についてのみ行う。管理者がアクセス権限を管理し、指定されたIDのみアクセスできる仕組みとしている。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	不正なアクセス要求に対してアクセスを許可していない。権限を持つ職員のみが正規のアクセスルートで提供・移転できる制御を行っている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	指定した端末、アクセスルートでのみ提供できる制御を行っている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	ネットワーク接続に対してファイアウォール等でアクセス制限を講じている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行う対応をしている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	アクセス制限において指定されたアクセスルートからの接続のみを許可している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存住民基本台帳システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	依頼された項目のみを依頼元に提供するシステムで対応している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存住民基本台帳システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容 ・サーバ設置場所は、ICカード認証、暗証番号入力及び生体認証により入退室を管理している。 ・職員等がサーバ室へ入退室をする際は、データの漏えい防止のために、電子記録媒体、携帯電話、パソコン類等の不要な機器の持込みがないかを確認する。 ・作業のためにサーバ室へ入退室する際に、電子記録媒体等の機器類を持込み、持出しする場合は、事前に責任者に申請書を提出し、承認を得ることとしている。 ・バックアップ媒体は、施錠可能なサーバラック内で保管している。 ・操作端末の設置スペースへの関係者以外の出入りを禁止するとともに、業務時間外は、執務室の施錠を行っている。 ・サーバ設置施設は震度7に耐えうる耐震構造、防火・消防設備、緊急時の電源確保のための2系統電源・無停電電源設備を備える。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容 ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入している。 OSIには、随時パッチ適用を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②盛岡市から特定個人情報の取扱を委託された事業者は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦盛岡市や特定個人情報の取扱を委託した事業者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧盛岡市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	

⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号と同様の方法で保管している。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 特定個人情報 が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	住民異動届を確実に処理する確認体制の下、事務処理を行う体制をとっているほか、住民基本台帳法による調査実施により正確な記録の確保を図っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報 が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	手順の内容 機器の廃棄時にはデータ消去ソフトの使用又は物理破壊を行っている。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	評価書の記載内容どおりの運用ができていないか、年1回市民登録課内でチェックを実施。 運用状況の変更などによる各種マニュアルの見直しを定期的実施。	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	情報セキュリティ監査計画書に基づき、以下の観点による内部監査を定期的実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定及び体制の整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割及び責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	新任の担当者に対し、特定個人情報等の適切な取扱いに関する研修の受講を必須としている。 研修計画を立て、研修を実施している。 セキュリティ事故の情報を全庁で共有するため、全員に回覧している。 情報システム管理者が全員に対してセキュリティチェックを行い、チェックシートにて確認している。	
3. その他のリスク対策		
<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での特定個人情報ファイルの取扱いについては、特定個人情報ファイルを保有する盛岡市及び盛岡市から特定個人情報の取扱を委託された事業者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、盛岡市に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、盛岡市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号020-8530 盛岡市内丸12番2号 盛岡市役所 総務部 総務課 情報公開室
②請求方法	指定様式を定め、書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	任意の書式においても記載事項を網羅していれば、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③手数料等	[無 料] <選択肢> (手数料額、納付方法: 1) 有料 2) 無料)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	
公表場所	
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号020-8530 盛岡市内丸12番2号 盛岡市役所 市民登録課 019-651-4111 内線2122
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせがあった場合は、関係先に事実確認を行うなど迅速に対応し、被害の拡大を防ぐ。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年12月4日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	盛岡市公式ホームページに掲載するほか、盛岡市各庁舎、公民館等に資料を配架し、国民・住民からの意見を聴取する。
②実施日・期間	令和1年12月6日から令和2年1月6日まで(31日間)
③期間を短縮する特段の理由	(特定個人情報保護評価指針では、意見を聴取する期間を原則30日以上としている。)
④主な意見の内容	意見なし。
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年1月17日、令和2年1月31日
②方法	令和2年1月17日に盛岡市個人情報保護審議会に意見を求め、各委員の点検を経て、1月31日に回答を得た。
③結果	特定個人情報保護評価書の審査の観点に照らして点検を受け、評価書の記載表現等に関する意見を受けて記載内容を修正した。
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月9日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120項)	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120項)	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成27年9月9日	I 基本情報 7. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	市民登録課長 女鹿 利勝	市民登録課長 工藤 浩統	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年5月1日	I 基本情報 8. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		システム7 証明書コンビニ交付システム を追加 システム1 既存住民基本台帳システム③他システムとの接続に証明書コンビニ交付システムとの接続 を追加	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年5月1日	II ファイルの概要(1) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		委託事項2 証明書等のコンビニ交付システムの保守業務委託事項を追加	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月19日	II ファイルの概要(1) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	堅牢な施設のサーバ室に保管されており、サーバ室への入退室は、ICカード認証により厳重に管理されている。	堅牢な施設のサーバ室に保管されており、サーバ室への入退室は、ICカード認証、暗証番号入力及び生体認証により厳重に管理されている。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月19日	II ファイルの概要(2) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	堅牢な施設のサーバ室に保管されており、サーバ室への入退室は、ICカード認証により厳重に管理されている。	堅牢な施設のサーバ室に保管されており、サーバ室への入退室は、ICカード認証、暗証番号入力及び生体認証により厳重に管理されている。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月19日	II ファイルの概要(3) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	堅牢な施設のサーバ室に保管されており、サーバ室への入退室は、ICカード認証により厳重に管理されている。	堅牢な施設のサーバ室に保管されており、サーバ室への入退室は、ICカード認証、暗証番号入力及び生体認証により厳重に管理されている。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月19日	III リスク対策(プロセス)(1) 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策-具体的な対策の内容	サーバ設置場所には、ICカード認証により入退室を管理している。	サーバ設置場所は、ICカード認証、暗証番号入力及び静脈認証により入退室を管理している。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月19日	III リスク対策(プロセス)(2) 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策-具体的な対策の内容	サーバ設置場所には、ICカード認証により入退室を管理している。	サーバ設置場所は、ICカード認証、暗証番号入力及び静脈認証により入退室を管理している。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月19日	III リスク対策(プロセス)(3) 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策-具体的な対策の内容	サーバ設置場所には、ICカード認証により入退室を管理している。	サーバ設置場所は、ICカード認証、暗証番号入力及び静脈認証により入退室を管理している。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年1月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4及び5	システム4 証明書自動交付システム システム5 団体内統合宛名システム	システム4 団体内統合宛名システム システム5 削除	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年4月1日	評価実施機関名	盛岡市	盛岡市長	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民登録課長 工藤 浩統	市民登録課長	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年7月予定	平成27年7月	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人情報確認ファイル 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年7月予定	平成27年7月	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人情報確認ファイル 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月6日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	・住民基本台帳法に基づく住民票と戸籍の附票の管理。 ・窓口における住民異動届の受付審査、届出や職権による異動内容の記録、転出証明書等の作成交付、前住所地への通知、附票通知(19条1、3、4項通知)や法務省通知の処理。 ・住民票及び戸籍の附票の写しの交付。 ・市民からの請求に基づく住民票コードの変更。 ・住民基本台帳ネットワークにより個人番号の生成依頼及び本人確認情報の通知並びに照会。 ・個人番号の通知及び個人番号カードの交付。 ・中間サーバーに住民票に関する情報を送付する。	盛岡市は、住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照) ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	1. 異動処理機能 住民基本台帳法に定められた届出に関する住民票の異動や職権による異動及び住民票の管理 2. 発行機能 住民票等の発行、月次の統計資料作成まで係る住民基本台帳法に基づく事務処理機能 3. 連携機能 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療などの住民票記載項目の庁内連携 庁内事務で使用する住民宛名項目及び個人番号の宛名管理システムへの連携 住民基本台帳ネットワークシステムと定められた電文レイアウトに基づくデータ授受 法務省情報連携システムと定められた電文レイアウトに基づくデータ授受	1. 住民票の記載機能 転入、出生等により住民基本台帳に新たに住民情報を記録(住民票を作成)する。 2. 住民票の記載の修正機能 転居、婚姻等により住民票の記載事項に変更があった際に記載内容を修正する。 3. 住民票の消除機能 転出、死亡等により住民票を消除する。 4. 住民票の照会機能 該当する住民に関する記録(住民票記載事項)を照会する。 5. 証明書・通知書の発行機能 住民票の写し、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する。 6. 統計資料・閲覧資料の作成機能 異動集計表、人口統計用の集計表、閲覧台帳等を作成する。 7. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、住民の情報を地方公共団体情報システム機構、都道府県、他市町村と連携を行う。 8. 出入国在留管理庁情報連携システムとの連携機能 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成及び出入国在留管理庁通知の取込等を行う。 9. 庁内の各事務システムとの連携機能 各事務システムと住民異動情報のデータ連携を行う。 10. 証明書コンビニ交付システムとの連携機能 コンビニ店舗で住民票の写し等を発行するための証明書データの連携を行う。 11. 住民票関係情報の提供機能 情報提供ネットワークを通じ法令に基づく住民票関係情報の提供を行う。 12. 個別事項情報の管理機能 住民票個別事項項目となる国民健康保険、国民年金、介護保険及び後期高齢者医療の資格情報、児童手当の支給に関する情報、選挙人名簿への登録情報を管理する。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[] 税務システム [○] その他(法務省情報連携システム、証明書コンビニ交付システム)	[○] 税務システム [○] その他(出入国在留管理庁情報連携システム、証明書コンビニ交付システム、戸籍システム)	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム3: 法務省情報連携システム システム4: 団体内統合宛名システム システム5: 空欄 システム6: 中間サーバー システム7: 証明書コンビニ交付システム	システム3: 団体内統合宛名システム システム4: 中間サーバー システム5: 証明書コンビニ交付システム システム6: 庁内連携システム システム7: 削除 ※システムの削除、順繰り上げに伴い、「②システムの機能」及び「③他のシステムとの接続」の記載内容もシステムの名称に応じた内容に変更。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	[] 既存住民基本台帳システム	[○] 既存住民基本台帳システム	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月6日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	[] 庁内連携システム	[○] 庁内連携システム	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性 (2)本人確認情報ファイル	⑥都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。	⑥都道府県知事保存本人確認情報及び地方公共団体情報システム機構保存本人確認情報との整合性を確認する。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	(3) 送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、地方公共団体情報システム機構に委任しており、地方公共団体情報システム機構に通知カード及び交付申請書情報を提供する。	(3) 送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、地方公共団体情報システム機構に通知カード及び交付申請書情報を提供する。(通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	2. 住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)	2. 住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号)	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠 2.住民基本台帳法		以下の条項を追加 ・第9条(住民票の記載等のための市町村長間の通知) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第30条の4(住民票コードの記載の変更請求) ・第22条(転入届)	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 119項)	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 97, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項)	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	I 基本情報 8. 他の評価実施機関	地方公共団体情報システム機構、総務省	削除	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	審査リスト 戸籍の附票の修正 世帯情報 番号	削除	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	I 基本情報 (別添1)事務の内容		以下のシステムを追加 団体内統合宛名システム 庁内連携システム	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	住民基本台帳 住民基本台帳ネットワーク 情報提供ネットワーク 証明書自動交付機	既存住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム 情報提供ネットワークシステム 証明書コンビニ交付システム	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 2基本情報 ③対象となる本人の範囲	区域内の住民(住民基本台帳法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記載された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が消除された者(以下「消除者」という。)を含む。	区域内の住民(住民基本台帳法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記載された住民を指す。以下同じ。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 2基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	1. 住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に 行い、住民の利便性を増進する必要があるため。 2. 住民基本台帳ネットワークを通じて全国共通の本人確認を行うため。	住民基本台帳法に基づき、住民に関する記録を正確に行うため、区域内の全ての住民の情報が必要である。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 2基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[○]その他(戸籍に関する情報、外国籍住民に関する情報)	[]その他()	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 2基本情報 ④記録される項目 その妥当性	個人番号→住民票記載項目管理のために保有 その他識別情報→対象者を正確に把握するために保有 4情報→住民票記載項目管理のために保有 その他住民票関係情報→住民票記載項目管理のために保有 ※住民基本台帳ネットワークを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住民基本台帳法第7条(住民票の記載事項)及び第30条の45(外国人住民に関する住民票の記載事項の特例)に基づき、住民票に記載をすべきものとされる事項を記録する必要があるため、妥当である。 また、住民基本台帳ネットワークを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため、妥当である。 ・その他識別情報 内部事務において、対象者を正確に識別する情報を記録する必要があるため、妥当である。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]その他(法務省情報連携システムを通じて法務省より入手)	[]その他()	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、法務省情報連携システム)	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	住民の窓口来庁時となるため届出の都度発生する。	住民票の記載、消除又は記載の修正に係る届出又は通知等がなされた都度入手する。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	住民異動届、住民票の請求に当たっては、本人確認を行っている。その内容を審査し、住民票の作成や交付事務を行っている。	住民票の記載、消除又は記載の修正は、住民基本台帳法施行令第11条(届出に基づく住民票の記載等)及び第12条(職権による住民票の記載等)により、届出又は通知等に基づき行うこととされているため、妥当である。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	本人から入手する情報は、住民異動の意志に伴うものであり、住民異動届等への記入及び本人確認により確認している。住民基本台帳ネットワークによる特定個人情報の入手は、住民基本台帳法で明示されている。	住民票に個人番号が記載されることについては、住民基本台帳法第7条(住民票の記載事項)に、届出等に基づき住民票の記載、消除又は記載の修正を行うことについては住民基本台帳法第8条(住民票の記載等)に示されている。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	市民登録課、都南総合支所、玉山総合事務所、青山支所、築川支所、太田支所、繁支所、飯岡出張所、乙部出張所、巻堀出張所、玉山出張所、藪川出張所、盛岡駅西口サービスセンター、松園連絡所	市民登録課、都南総合支所、玉山総合事務所、青山支所、築川支所、太田支所、繁支所、飯岡出張所、乙部出張所、巻堀出張所、玉山出張所、藪川出張所、市民登録課盛岡駅西口サービスセンター、市民登録課松園連絡所	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	1. 住民異動の審査 審査リストによる住民異動の審査	1. 住民票の記載、消除又は記載の修正 住民からの届出又は通知等に基づき、住民票の記載、消除又は記載の修正を行う。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ⑨使用開始日	平成27年10月1日	平成27年10月5日	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4.特定個人情報の委託委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4.特定個人情報の委託委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	既存住民基本台帳システムの構築・運用には、専門的な知識を有するものであり、委託により安定したシステムの稼働が図られる。	既存住民基本台帳システムの運用・保守業務においては、システムで保有する全てのデータを取り扱うことから、特定個人情報ファイル全体の取扱いを委託する必要があるため、妥当である。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4.特定個人情報の委託委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同じ	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4.特定個人情報の委託委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	証明書コンビニ交付システムの運用には専門的な知識を有するものであり、委託により安定したシステムの稼働が図られる。	証明書コンビニ交付システムの運用・保守業務においては、システムで保有する全てのデータを取り扱うことから、特定個人情報ファイル全体の取扱いを委託する必要があるため、妥当である。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4.特定個人情報の委託委託事項2 ⑤委託先名の確認方法	委託業務を所管する市民登録課に問合せする事で確認できる。	市担当部署に問い合わせ、回答を受けることで確認できる。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5.特定個人情報の提供・移転提供・移転の有無	[○]提供を行っている(56)件 [○]移転を行っている(34)件	[○]提供を行っている(59)件 [○]移転を行っている(40)件	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5.特定個人情報の提供・移転提供先1	都道府県	岩手県	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5.特定個人情報の提供・移転提供先1 岩手県 ②提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、地方公共団体情報システム機構に通知する。	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更又は新規作成情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、地方公共団体情報システム機構に通知する。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5.特定個人情報の提供・移転提供先1 岩手県 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民(住民基本台帳法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記載された住民をいう。以下同じ。)(住民基本台帳に記載されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が消除された者(以下「消除者」という。)を含む。)	区域内の住民(消除者を含む。)	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5.特定個人情報の提供・移転提供先2 番号法別表第二の第1欄に掲げる者 ③提供する情報	住民票関係情報	住民基本台帳法第7条第4項に規定する事項	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5.特定個人情報の提供・移転移転先1 別紙2の移転先の欄に掲げる者 ③移転する情報	住民票関係情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民票関係情報	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5.特定個人情報の提供・移転移転先1 別紙2の移転先の欄に掲げる者 ⑦時期・頻度	住民異動が発生する都度	随時	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 6.特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	・住民基本台帳に記載されている限り保管が必要。 ・住民基本台帳法施行令第8条(住民票の消 除)、第8条の2(日本の国籍の取得又は喪失 による住民票の記載及び消去)、第10条(転居 又は世帯変更による住民票の記載及び消去) 若しくは第12条第3項(職権による住民票の記 載等)の規定により消去された住民票につい て、住民基本台帳法施行令第34条(保存)に基 づいて5年間保管する。	住民基本台帳法施行令第8条(住民票の消 除)、第8条の2(日本の国籍の取得又は喪失 による住民票の記載及び消去)又は第10条(転 居又は世帯変更による住民票の記載及び消 去)の規定により消去された住民票について、 住民基本台帳法施行令第34条第1項(保存)に 基づいて150年間保管する必要があるため、妥 当である。	事後	重要な変更該当しない変更 であるため、事前の提出・公 表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 6.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	住民基本台帳データベースに登録されたデー タのうち、住民票の削除後5年を経過したデー タを抽出し、消去する。	住民基本台帳データベースに登録されたデー タは、法令に基づく住民票の保存年限を経過し た後に消去する。	事後	重要な変更該当しない変更 であるため、事前の提出・公 表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人情報確認ファイル 2基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全 国共通の本人確認を行うため、本特定個人情 報ファイル(本人確認情報ファイル)において区 域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に 記載されている住民全員の記録を常に正確に 更新・管理・提供するため。	住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全 国共通の本人確認を行うため、区域内の全て の住民の情報が必要である。	事後	重要な変更該当しない変更 であるため、事前の提出・公 表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人情報確認ファイル 2基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住民基本台帳ネットワークシステムを通じて 本人確認を行うために必要な情報として、住 民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4 情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を 記録するため。	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住民基本台帳ネットワークシステムを通じて 本人確認を行うために必要な情報として、住 民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4 情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を 記録するため、妥当である。	事後	重要な変更該当しない変更 であるため、事前の提出・公 表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人情報確認ファイル 3. 特定個人情報の入手・使 用 ①入手元	[○]行政機関・独立行政法人等(地方公共団 体情報システム機構) [○]地方公共団体・地方独立行政法人(市町 村)	[]行政機関・独立行政法人等() []地方公共団体・地方独立行政法人()	事後	重要な変更該当しない変更 であるため、事前の提出・公 表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人情報確認ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	法令に基づき住民に関する記録を正確に行う 上で、住民に関する情報に変更があった又は 新規作成された際は、住民からの申請等を受 け、まず既存住民基本台帳システムで情報を 管理した上で、全国的なシステムである住民基 本台帳ネットワークシステムに格納する必要が あるため。	法令に基づき住民に関する記録を正確に行う 上で、住民に関する情報に変更があった又は 新規作成された際は、住民からの申請等を受 け、まず既存住民基本台帳システムで情報を 管理した上で、全国的なシステムである住民基 本台帳ネットワークシステムに格納する必要が あるため、妥当である。	事後	重要な変更該当しない変更 であるため、事前の提出・公 表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人情報確認ファイル 3. 特定個人情報の入手・使 用 ⑤本人への明示	市町村CS(コミュニケーションサーバ)が既存 住民基本台帳システムより本人確認情報を入 手することについて、住民基本台帳法第30条 の6(市町村長から都道府県知事への本人確 認情報の通知等)及び総務省告示第334号 (第6-6(市町村長から都道府県知事への通 知及び記録)に記載されている。	市町村CS(コミュニケーションサーバ)が既存 住民基本台帳システムより本人確認情報を入 手することについて、住民基本台帳法第30条 の6(市町村長から都道府県知事への本人確 認情報の通知等)及び平成14年6月10日総 務省告示第334号(第6-7(市町村長から都 道府県知事への通知及び記録)に記載されて いる。	事後	重要な変更該当しない変更 であるため、事前の提出・公 表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使 用 ⑦使用の主体	市民登録課、都南総合支所、玉山総合事務 所、青山支所、築川支所、太田支所、繋支所、 飯岡出張所、乙部出張所、巻堀出張所、玉山 出張所、藪川出張所、盛岡駅西口サービスセン ター、松園連絡所	市民登録課、都南総合支所、玉山総合事務 所、青山支所、築川支所、太田支所、繋支所、 飯岡出張所、乙部出張所、巻堀出張所、玉山 出張所、藪川出張所、市民登録課盛岡駅西口 サービスセンター、市民登録課松園連絡所	事後	重要な変更該当しない変更 であるため、事前の提出・公 表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人情報確認ファイル 3. 特定個人情報の入手・使 用 ⑧使用方法	・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生 じた場合、既存住民基本台帳システムから当該 本人確認情報の更新情報を受領し(既存住民 基本台帳システム→市町村CS(コミュニケー ションサーバ))、受領した情報を元に本人確認 情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更 新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS →都道府県サーバ)。	・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生 じた場合、既存住民基本台帳システムから当該 本人確認情報の更新情報を連携し(既存住民 基本台帳システム→市町村CS(コミュニケー ションサーバ))、連携した情報を元に本人確認 情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更 新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS →都道府県サーバ)。	事後	重要な変更該当しない変更 であるため、事前の提出・公 表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人情報確認ファイル 3. 特定個人情報の入手・使 用 ⑧使用方法	・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合 せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行 う。	・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住 所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確 認情報ファイルの検索を行う。	事後	重要な変更該当しない変更 であるため、事前の提出・公 表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人情報確認ファイル 3. 特定個人情報の入手・使 用 ⑧使用方法 情報の統計分析	個人に着目した分析・統計は行わず、人口統計 など件数の集計を行うことにのみ使用。	本人確認情報ファイルに登録される個人情報 を用いた統計分析は行わない。	事後	重要な変更該当しない変更 であるため、事前の提出・公 表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 本人情報確認ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑨ 使用開始日	平成27年10月1日	平成27年10月5日	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 本人情報確認ファイル 4. 特定個人情報の委託 委託事項1 ② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	「2. ③ 対象となる本人の範囲」と同上	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 本人情報確認ファイル 4. 特定個人情報の委託 委託事項1 ② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	住民基本台帳ネットワークシステムの運用には専門的な知識を有するものであり、委託により安定したシステムの稼働が図られる。	住民基本台帳ネットワークシステムの運用・保守業務においては、システムで保有する全てのデータを取り扱うことから、特定個人情報ファイル全体の取扱いを委託する必要があるため、妥当である。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 本人情報確認ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④ 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○] 専用線 [] その他()	[] 専用線 [○] その他(サーバ室内にてシステムの直接操作)	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 本人情報確認ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1	都道府県	岩手県	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 本人情報確認ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ② 提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、地方公共団体情報システム機構に通知する。 ・都道府県の執行機関に対し本人確認情報を提供する。	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更又は新規作成情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、地方公共団体情報システム機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 本人情報確認ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構	岩手県及び地方公共団体情報システム機構	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 本人情報確認ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	堅牢な施設のサーバ室に保管されており、サーバ室への入退室は、ICカード認証、暗証番号入力及び静脈認証により厳重に管理されている。	堅牢な施設のサーバ室に保管されており、サーバ室への入退室は、ICカード認証により厳重に管理されている。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 本人情報確認ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ② 保管期間 その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、総務省告示第334号(第6-7(1)市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間(5年間)保管する。	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する必要があるため、妥当である。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)保管する必要があるため、妥当である。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 本人情報確認ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法	本人確認情報ファイルに記録されたデータのうち、本人確認情報の消除後5年を経過したデータを抽出し、消去する。	本人確認情報ファイルに記録されたデータは、本人確認情報の消除後、法令に基づく保存年限を経過した後に消去する。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3) 送付先情報ファイル 2. 基本情報 ③ 対象となる本人の範囲	区域内の住民(消除者を含む。)	区域内の住民	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	番号法第7条第2項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を地方公共団体情報システム機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付するため、区域内の全ての住民の情報が必要である。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付するため、区域内の全ての住民の情報が必要である。 市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を地方公共団体情報システム機構に委任する。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) 地方公共団体情報システム機構に対し、法令に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、番号法第2条第7項(定義)に規定された項目を記録する必要があるため、妥当である。 ・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) 地方公共団体情報システム機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要があるため、妥当である。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]行政機関・独立行政法人等(地方公共団体情報システム機構) [○]地方公共団体・地方独立行政法人(市町村)	[]行政機関・独立行政法人等() []地方公共団体・地方独立行政法人()	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	送付先情報の提供手段として住民基本台帳ネットワークシステムを用いるため、市町村CS(コミュニケーションサーバ)にデータを格納する必要がある。 また、提供手段として電子記録媒体を用いる場合には、暗号化の機能を備える市町村CS(コミュニケーションサーバ)において電子記録媒体を暗号化した後に提供する必要がある。	送付先情報の提供手段として住民基本台帳ネットワークシステムを用いるため、市町村CS(コミュニケーションサーバ)にデータを格納する必要があるため、妥当である。 また、提供手段として電子記録媒体を用いる場合には、暗号化の機能を備える市町村CS(コミュニケーションサーバ)において電子記録媒体を暗号化した後に提供する必要があるため、妥当である。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	本人から入手する情報は、本人の意思によるものである。	個人番号の通知及び個人番号カードの交付に係る事務を地方公共団体情報システム機構に一部委任することについては、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に記載されている。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	法令に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う地方公共団体情報システム機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う地方公共団体情報システム機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	市民登録課、都南総合支所、玉山総合事務所、青山支所、築川支所、太田支所、繋支所、飯岡出張所、乙部出張所、巻堀出張所、玉山出張所、藪川出張所、盛岡駅西ロサービスセンター、松園連絡所、情報企画室	市民登録課、都南総合支所、玉山総合事務所、青山支所、築川支所、太田支所、繋支所、飯岡出張所、乙部出張所、巻堀出張所、玉山出張所、藪川出張所、市民登録課盛岡駅西ロサービスセンター、市民登録課松園連絡所	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	・既存住民基本台帳システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住民基本台帳システム→市町村CS(コミュニケーションサーバ)又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(地方公共団体情報システム機構))。	・既存住民基本台帳システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住民基本台帳システム→市町村CS(コミュニケーションサーバ)又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(地方公共団体情報システム機構))。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑨使用開始日	平成27年10月1日	平成27年10月5日	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 4. 特定個人情報の委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 4. 特定個人情報の委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	住民基本台帳ネットワークシステムの運用には、専門的な知識を有するものであり、委託により安定したシステムの稼働が図られる。	住民基本台帳ネットワークシステムの運用・保守業務においては、システムで保有する全てのデータを取り扱うことから、特定個人情報ファイル全体の取扱いを委託する必要があるため、妥当である。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 ①法令上の根拠	総務省令に記載予定	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 ②提供先における用途	市町村からの法令に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村からの通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	堅牢な施設のサーバ室に保管されており、サーバ室への入退室は、ICカード認証、暗証番号入力及び静脈認証により厳重に管理されている。	堅牢な施設のサーバ室に保管されており、サーバ室への入退室は、ICカード認証により厳重に管理されている。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	送付先情報は地方公共団体情報システム機構への提供のみに用いられ、また、送付後の変更は行わないことから、セキュリティ上、速やかに削除することが望ましいため。	送付先情報は地方公共団体情報システム機構への提供のみに用いられ、また、送付後の変更は行わないことから、セキュリティ上、速やかに削除することが望ましいため、妥当である。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	保存期間が到来した本人確認情報は、地方公共団体情報システム機構より指定された方法により、システム上、一括して消去する仕組みとする。	保存期間が到来した送付先情報は、地方公共団体情報システム機構より指定された方法により、システム上、一括して消去する仕組みとする。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 (1)住民基本台帳ファイルの記録項目 ・住民ファイル ・住民異動累積ファイル		以下の項目を追加 旧氏_漢字 旧氏_ふりがな	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 (2)本人確認情報ファイルの記録項目		以下の項目を追加 旧氏_漢字 旧氏_外字数 旧氏_ふりがな 旧氏_外字変更連番	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 (3)送付先情報ファイルの記録項目		以下の項目を追加 旧氏_漢字 旧氏_外字数 旧氏_ふりがな 旧氏_外字変更連番 ローマ字_氏名 ローマ字_旧氏	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 2特定個人情報の入手 リスク2 リスクに対する措置の内容	・住民異動届は統一様式とし、必要項目以外は記載できないようにしている。 ・入力時の二重チェックを行っている。	・住民異動届は統一様式とし、必要項目以外は記載できないようにしている。 ・入力時の添付書類の二重チェックを行っている。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 2特定個人情報の入手 リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	住民票に登録された特定個人情報は、アクセス権限を設定し、厳しい規制をかけ、ログ管理を実施。変更があった場合には、異動リスト等により確認ができる。	入力時の二重チェックを行っている。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 2特定個人情報の入手 リスク4 リスクに対する措置の内容	・住民異動届出書の取り扱いについては、マニュアルでルールを定めて運用している。 ・特定個人情報ファイルは、さまざまな観点からセキュリティ対策が施された場所に保管され、アクセス権限が設定されている。	・住民異動届出書の取り扱いについては、ルールを定めて研修を行い運用している。 ・特定個人情報ファイルは、さまざまな観点からセキュリティ対策が施された場所に保管され、アクセス権限が設定されている。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 3特定個人情報の使用 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	個人番号は、既存住民基本台帳システムでアクセス許可を受けた場合に限り変更することができる措置を講じている。	許可された特定の業務端末だけが、特定個人情報ファイルにアクセスできるように、サーバ及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 3特定個人情報の使用 リスク1 その他の措置の内容	いずれのシステムも権限のない者の接続を認めない運用により、目的外の情報に触れることができない措置を講じている。 許可された特定の業務端末だけが、特定個人情報ファイルにアクセスできるように、サーバ及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。	いずれのシステムも権限のない者の接続を認めない運用により、目的外の情報に触れることができない措置を講じている。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・ICカードとパスワードによる端末認証に加えて、業務アプリケーションの起動においてもユーザIDとパスワードによる認証を必要とし、使用可能な職員を特定している。	・ICカードとパスワードによる端末認証に加えて、業務アプリケーションの起動においてもユーザIDとパスワードによる認証を必要とし、使用可能な職員を特定している。 ・ユーザIDに付与されるアクセス権限によって、業務従事者が、業務に必要な範囲の特定個人情報ファイルだけにアクセスすることができるよう制御している。 ・ユーザIDのアクセス権限の設定による制御に加えて、特定個人情報ファイルにアクセスできる業務端末をサーバ及びネットワーク機器のアクセス制御により限定している。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容		以下を追加 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する場合やサーバから業務端末にダウンロードをする場合の操作ログを取得している。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 3特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	アクセス権限を付与された者が使用中の端末から離れる際は、スクリーンセーバー等により長時間に渡り特定個人情報が表示されないような対策を講じている。	アクセス権限を付与された者が使用中の端末から離れる際は、画面ロック機能を使用することにより、長時間に渡り特定個人情報が表示されない対策を講じている。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの委託 情報保護管理体制の確認		以下を追加 委託契約の締結後は、必要に応じて実地の監査、調査等を行うことにより、特定個人情報の取扱状況の把握、情報保護管理体制の把握を行う。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及び ルール遵守の確認方法	受注者は、発注者の支持または承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならないものとしており、また契約終了又は解除後においても同様としている。	受注者は、発注者の支持または承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならないものとしており、また契約終了又は解除後においても同様としている。 必要に応じて、委託先に対して実地監査・調査等を行う。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及び ルール遵守の確認方法	情報資産の授受及び保管等に当たっては、管理台帳を設け、年月日、内容、数量、取扱者等を記録しておくこととしている。	情報資産の授受及び保管等に当たっては、管理台帳を設け、年月日、内容、数量、取扱者等を記録しておくこととしている。 必要に応じて、委託先に対して実地監査・調査等を行う。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去のルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	情報資産の授受及び保管等に当たっては、管理台帳を設け、年月日、内容、数量、取扱者等を記録しておくこととしている。	情報資産の授受及び保管等に当たっては、管理台帳を設け、年月日、内容、数量、取扱者等を記録しておくこととしている。 必要に応じて、委託先に対して実地監査・調査等を行う。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 4、特定個人情報ファイルの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	情報資産の授受及び保管等に当たっては、管理台帳を設け、年月日、内容、数量、取扱者等を記録しておくこととしている。	情報資産の授受及び保管等に当たっては、管理台帳を設け、年月日、内容、数量、取扱者等を記録しておくこととしている。 委託先に対して、実地監査、調査等を行うことができる規定を定める。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱い確保 具体的な方法	許可のない再委託は、禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	再委託を禁止している。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 5特定個人情報の提供・移転リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	特定個人情報の提供・移転を行う際は、処理を行った職員と点検する職員を別にし二重チェックを行い、不正な情報の提供・移転の防止を図る上、提供・移転の履歴をシステム上に記録する。	特定個人情報の提供・移転を行う際は、提供・移転の履歴をシステム上に記録する。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 5特定個人情報の提供・移転リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 ルール内容及びルール遵守の確認方法	提供については、番号法等関係法令・規則で定められた事項についてのみ行う。 管理者の承認をもって特定個人情報の提供が行えることとしている。 管理者がアクセス権限を管理し、指定されたIDのみアクセスできる仕組みとしている。	提供・移転については、番号法等関係法令で定められた事項についてのみ行う。 管理者がアクセス権限を管理し、指定されたIDのみアクセスできる仕組みとしている。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 5特定個人情報の提供・移転リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	不正なアクセスに対してアクセスを許可していない。 権限を持つ職員のみが正規のアクセスルートで提供・移転できる制御を行っている。	不正なアクセス要求に対してアクセスを許可していない。 権限を持つ職員のみが正規のアクセスルートで提供・移転できる制御を行っている。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 6情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5:不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報 が不正に提供されるリスクに対応している。	・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行う対応をしている。	事後	重要な変更 に該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 6情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6:不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	・中間サーバーと既存住民基本台帳システムシステム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。	・中間サーバーと既存住民基本台帳システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。	事後	重要な変更 に該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容		以下を追加 ・職員等がサーバ室へ入退室をする際は、データの漏えい防止のために、電子記録媒体、携帯電話、パソコン類等の不要な機器の持込みがないかを確認する。 ・作業のためにサーバ室へ入退室する際に、電子記録媒体等の機器類を持込み、持出しする場合は、事前に責任者に申請書を提出し、承認を得ることとしている。	事後	重要な変更 に該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 7.特定個人情報の保管・消去 リスク3 手順の内容	住民基本台帳データベースに記録されたデータのうち、住民票の削除後5年を経過したデータを抽出し、消去する。	機器の廃棄時にはデータ消去ソフトの使用又は物理破壊を行っている。	事後	重要な変更 に該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)本人情報確認ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク1:目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	平成14年総務省告示第334号等(第6ー7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CS(コミュニケーションサーバ)において既存住民基本台帳システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことをシステム上で担保する。 正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。	平成14年6月10日総務省告示第334号(第6ー7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CS(コミュニケーションサーバ)において既存住民基本台帳システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことをシステム上で担保する。 正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。	事後	重要な変更 に該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)本人情報確認ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を既存住民基本台帳システムに限定している。 既存住民基本台帳システム入力時の二重チェックを行っている。	本人確認情報の入手元を既存住民基本台帳システムに限定している。	事後	重要な変更 に該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク3:入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 通知カード(番号法第7条)、個人番号カード(同第17条)の提示を受け、本人確認を行う。 写真入りの官公庁発行の身分証明書となるものの提示を求める。 写真なしの官公庁発行の資格証(保険証など)と住民基本台帳情報等の聞き取りを行う。	窓口において、対面で本人確認書類(官公署が発行する写真付きの身分証明書等)の提示を受け、本人確認を行う。	事後	重要な変更 に該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク3:入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	出生等により新たに個人番号が指定される場合や転入の際には、個人番号カード(若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、住民基本台帳ネットワークにて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、市町村CS(コミュニケーションサーバ)にて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	事後	重要な変更 に該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク その他の措置の内容		以下を追加 許可された特定の業務端末だけが、特定個人情報ファイルにアクセスできるように、サーバ及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・生体認証方式による操作者の照合を行っている。	・生体認証方式による操作者の照合を行っている。 ・ユーザIDに付与されるアクセス権限によって、業務従事者が、業務に必要な範囲の特定個人情報ファイルだけにアクセスすることができるよう制御している。 ・ユーザIDのアクセス権限の設定による制御に加えて、特定個人情報ファイルにアクセスできる業務端末をサーバ及びネットワーク機器のアクセス制御により限定している。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	操作者の登録は管理者が一元的に行っている	退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容		以下を追加 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する場合やサーバから業務端末にダウンロードをする場合の操作ログを取得している。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		以下を追加 アクセス権限を付与された者が使用中の端末から離れる際は、スクリーンセーバ等により長時間に渡り特定個人情報が表示されない対策を講じている。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの委託 情報保護管理体制の確認	システムの運用等を委託するときは、業務委託契約約定及び個人情報取扱事務に係る特記仕様書に情報資産の保護管理及び個人情報の取扱いについて規定していることを示し、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。	システムの運用等を委託するときは、業務委託契約約定及び個人情報取扱事務に係る特記仕様書に情報資産の保護管理及び個人情報の取扱いについて規定していることを示し、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認している。 委託契約の締結後は、必要に応じて実地の監査、調査等を行うことにより、特定個人情報の取扱状況の把握、情報保護管理体制の把握を行う。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 本人確認情報ファイル 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供のルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	受注者は、発注者の支持または承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならないものとしており、また契約終了又は解除後においても同様としている。	受注者は、発注者の支持または承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならないものとしており、また契約終了又は解除後においても同様としている。 必要に応じて、委託先に対して実地監査・調査等を行う。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 本人確認情報ファイル 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供のルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	情報資産の授受及び保管等に当たっては、管理台帳を設け、年月日、内容、数量、取扱者等を記録する。	情報資産の授受及び保管等に当たっては、管理台帳を設け、年月日、内容、数量、取扱者等を記録しておくこととしている。 必要に応じて、委託先に対して実地監査・調査等を行う。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 本人確認情報ファイル 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	情報資産の授受及び保管等に当たっては、管理台帳を設け、年月日、内容、数量、取扱者等を記録する。	情報資産の授受及び保管等に当たっては、管理台帳を設け、年月日、内容、数量、取扱者等を記録しておくこととしている。 必要に応じて、委託先に対して実地監査・調査等を行う。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	情報資産の授受及び保管等に当たっては、管理台帳を設け、年月日、内容、数量、取扱者等を記録する。	情報資産の授受及び保管等に当たっては、管理台帳を設け、年月日、内容、数量、取扱者等を記録しておくこととしている。 委託先に対して、実地監査、調査等を行うことができる規定を定める。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 本人確認情報ファイル 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	許可のない再委託は、禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	再委託を禁止している。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 本人確認情報ファイル 5特定個人情報の提供・移転 リスク1: 不正な提供・移転の記録 具体的な方法	特定個人情報の提供・移転を行う際は、処理を行った職員と点検する職員を別に二重チェックを行い、不正な情報の提供・移転の防止を図る上、提供・移転の履歴をシステム上に記録する。	特定個人情報の提供・移転を行う際に、提供・移転の履歴をシステム上で管理し、保存する。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 本人確認情報ファイル 5特定個人情報の提供・移転 リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	不正なアクセスに対してアクセスを許可していない。 権限を持つ職員のみが正規のアクセスルートで提供・移転できる制御を行っている。	不正なアクセス要求に対してアクセスを許可していない。 権限を持つ職員のみが正規のアクセスルートで提供・移転できる制御を行っている。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 本人確認情報ファイル 6. 情報提供ネットワークとの接続	[○]接続しない(入手) []接続しない(提供)	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供) この変更に伴い、リスク5から7、その他のリスクに関する記載削除	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	・サーバ設置場所は、ICカード認証、暗証番号入力及び生体認証により入退室を管理している。 ・バックアップ媒体は、施錠可能なサーバラック内で保管している。 ・操作端末の設置スペースへの関係者以外への出入りを禁止するとともに、業務時間外においては執務室の施錠を行っている。 ・サーバ設置施設は震度7に耐えうる耐震構造、防火・消防設備、緊急時の電源確保のための2系統電源・無停電電源設備を備える。	・サーバ設置場所は、ICカード認証により入退室を管理している。 ・職員等がサーバ室へ入退室をする際は、データの漏えい防止のために、電子記録媒体、携帯電話、パソコン類等の不要な機器の持込みがないかを確認する。 ・作業のためにサーバ室へ入退室する際に、電子記録媒体等の機器類を持込み、持出しする場合は、事前に責任者に申請書を提出し、承認を得ることとしている。 ・バックアップ媒体は、施錠可能なサーバラック内で保管している。 ・操作端末の設置スペースへの関係者以外への出入りを禁止するとともに、業務時間外においては執務室の施錠を行っている。 ・サーバ設置施設は耐震構造、防火・消防設備、緊急時の電源確保のための2系統電源・無停電電源設備を備える。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容		以下を追加 ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 コンピュータウィルス対策ソフトウェアを導入している。 OSIには、随時パッチ適用を実施している。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	システム上、平成14年総務省告示第334号(第6ー7(1)市町村長における本人確認情報の消去)に定める保存期間を経過した、住民記録の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。	システム上、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)を経過した、住民記録の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3) 送付先情報ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	本人確認情報の入手元が既存住民基本台帳システムに限定されるため、既存住民基本台帳システムへの情報の登録の際に、届出の窓口において届出内容や本人確認書類(写真付の公的機関発行証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。	送付先情報の入手元が既存住民基本台帳システムに限定されるため、既存住民基本台帳システムへの情報の登録の際に、届出の窓口において届出内容や本人確認書類(写真付の公的機関発行証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3) 送付先情報ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	平成14年総務省告示第334号(第6ー7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CS(コミュニケーションサーバ)において既存住民基本台帳システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことをシステム上で担保する。 正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。	平成14年6月10日総務省告示第334号(第6ー7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CS(コミュニケーションサーバ)において既存住民基本台帳システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことをシステム上で担保する。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3) 送付先情報ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を既存住民基本台帳システムに限定する。	送付先情報の入手元を既存住民基本台帳システムに限定する。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3) 送付先情報ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カード又は身分証明書により利用して本人確認を行う。	特定個人情報の入手元である既存住基システムへの情報の登録の際、窓口において、対面で本人確認書類(官公署が発行する写真付きの身分証明書等)の提示を受け、本人確認を行う。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3) 送付先情報ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク その他の措置の内容	・住民異動届(戸籍届出を除く。)のイメージを登録し、正確なデータ登録がされているか検証できるシステムになっている。	削除	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3) 送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク その他の措置の内容		以下を追加 許可された特定の業務端末だけが、特定個人情報ファイルにアクセスできるように、サーバ及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3) 送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・ICカードとパスワードによる端末認証に加えて、業務アプリケーションの起動においてもユーザIDとパスワードによる認証を必要とし、使用可能な職員を特定している。	・生体認証方式による操作者の照合を行っている。 ・ユーザIDに付与されるアクセス権限によって、業務従事者が、業務に必要な範囲の特定個人情報ファイルだけにアクセスすることができるよう制御している。 ・ユーザIDのアクセス権限の設定による制御に加えて、特定個人情報ファイルにアクセスできる業務端末をサーバ及びネットワーク機器のアクセス制御により限定している。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3) 送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法	申請のある都度業務に必要なアクセス権限を確認の上、ID・パスワード発行管理を行っている。 権限を有していた職員の異動退職情報を随時確認の上、アクセス権限の変更又は削除を行っている。	退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3) 送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	ユーザのアクセス権限を定期的又は随時に確認し管理表を更新している。アクセス権限の発効・失効にあたっては、当該管理表を複数人でチェックする体制を設けている。	操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 不正アクセスを分析するために、市町村CS(コミュニケーションサーバ)及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3) 送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・システムのアクセスログ管理機能により、個人を特定したログの管理を行っている。 ・いつ、誰が、誰の、どの情報にアクセスしたかを記録している。 ・管理者は、随時アクセスログを確認できる。 ・当該データに係る文書保存期間中は、アクセスログを保管する。	・送付先情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により随時確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3) 送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報の使用が不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	・バックアップ以外にデータを複製することができないように制御している。 ・既存住民基本台帳システムで使用するパソコンは、管理者が指定した外部接続機器を除いて接続不可としている。	・管理権限を与えられた者以外、情報の複製が行えない仕組みとしている。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する場合やサーバから業務端末にダウンロードをする場合の操作ログを取得している。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3) 送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの委託 情報保護管理体制の確認		以下を追加 委託契約の締結後は、必要に応じて実地の監査、調査等を行うことにより、特定個人情報の取扱状況の把握、情報保護管理体制の把握を行う。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3) 送付先情報ファイル 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	受注者は、発注者の支持または承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならないものとしており、また契約終了又は解除後においても同様としている。	受注者は、発注者の支持または承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならないものとしており、また契約終了又は解除後においても同様としている。 必要に応じて、委託先に対して実地監査・調査等を行う。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3) 送付先情報ファイル 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	情報資産の授受及び保管等に当たっては、管理台帳を設け、年月日、内容、数量、取扱者等を記録しておくこととしている。	情報資産の授受及び保管等に当たっては、管理台帳を設け、年月日、内容、数量、取扱者等を記録しておくこととしている。 必要に応じて、委託先に対して実地監査・調査等を行う。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3) 送付先情報ファイル 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去のルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	情報資産の授受及び保管等に当たっては、管理台帳を設け、年月日、内容、数量、取扱者等を記録しておくこととしている。	情報資産の授受及び保管等に当たっては、管理台帳を設け、年月日、内容、数量、取扱者等を記録しておくこととしている。 必要に応じて、委託先に対して実地監査・調査等を行う。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3) 送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	情報資産の授受及び保管等に当たっては、管理台帳を設け、年月日、内容、数量、取扱者等を記録しておくこととしている。	情報資産の授受及び保管等に当たっては、管理台帳を設け、年月日、内容、数量、取扱者等を記録しておくこととしている。 委託先に対して、実地監査、調査等を行うことができる規定を定める。	事後	重要な変更に該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3) 送付先情報ファイル 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱い確保 具体的な方法	許可のない再委託は、禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	再委託を禁止している。	事後	重要な変更に該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3) 送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	アクセスログを管理している。	特定個人情報の提供・移転を行う際は、処理を行った職員と点検する職員を別にし二重チェックを行い、不正な情報の提供・移転を防止を図る上、提供・移転の履歴をシステム上に記録する。	事後	重要な変更に該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3) 送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	提供・移転については、番号法等関係法令・規則で定められた事項についてのみ行う。 管理者の承認をもって特定個人情報の提供が行えることとしている。 管理者がアクセス権限を管理し、指定されたIDのみアクセスできる仕組みとしている。	相手方（都道府県サーバ）と市町村CS（コミュニケーションサーバ）の間の通信では、相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供がなされないことがシステム上担保される。	事後	重要な変更に該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3) 送付先情報ファイル 5特定個人情報の提供・移転 リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	不正なアクセスに対してアクセスを許可していない。 権限を持つ職員のみが正規のアクセスルートで提供・移転できる制御を行っている。	不正なアクセス要求に対してアクセスを許可していない。 権限を持つ職員のみが正規のアクセスルートで提供・移転できる制御を行っている。	事後	重要な変更に該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3) 送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 物理的な対策の内容	・サーバ設置場所は、ICカード認証、暗証番号入力及び生体認証により入退室を管理している。 ・バックアップ媒体は、施錠可能なサーバラック内で保管している。 ・操作端末の設置スペースへの関係者以外への出入りを禁止するとともに、業務時間外は、執務室の施錠を行っている。 ・サーバ設置施設は震度7に耐えうる耐震構造、防火・消防設備、緊急時の電源確保のための2系統電源・無停電電源設備を備える。	・サーバ設置場所は、ICカード認証により入退室を管理している。 ・職員等がサーバ室へ入退室をする際は、データの漏えい防止のために、電子記録媒体、携帯電話、パソコン類等の不要な機器の持込みがないかを確認する。 ・作業のためにサーバ室へ入退室する際に、電子記録媒体等の機器類を持込み、持出しする場合は、事前に責任者に申請書を提出し、承認を得ることとしている。 ・バックアップ媒体は、施錠可能なサーバラック内で保管している。 ・操作端末の設置スペースへの関係者以外への出入りを禁止するとともに、業務時間外においては執務室の施錠を行っている。 ・サーバ設置施設は耐震構造、防火・消防設備、緊急時の電源確保のための2系統電源・無停電電源設備を備える。	事後	重要な変更に該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3) 送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号	保管している	保管していない	事後	重要な変更に該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3) 送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法	生存する個人の個人番号と同様の方法で保管している	削除	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3) 送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報の古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	住民異動届を確実に処理する確認体制の下、事務処理を行う体制をとっているほか、住民基本台帳法による調査実施により正確な記録の確保を図っている。	送付先情報ファイルは、送付先情報の連携を行う都度作成・連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。 また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。 そのため、送付先情報ファイルにおいて特定個人情報の古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3) 送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在されるリスク 消去手順 手順の内容	保存期間を過ぎた特定個人情報については、当該事務所管部署の所属長の責任で消去を行う。	システム上、保管期間の経過した特定個人情報を消去する仕組みとする。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅵその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	研修計画を立て、研修を実施している。 セキュリティ事故の情報を全庁で共有するため、全員に回覧している。情報システム管理者が全員に対してセキュリティチェックを行い、チェックシートにて確認している。	新任の担当者に対し、特定個人情報等の適切な取り扱いに関する研修の受講を必須としている。 研修計画を立て、研修を実施している。 セキュリティ事故の情報を全庁で共有するため、全員に回覧している。情報システム管理者が全員に対してセキュリティチェックを行い、チェックシートにて確認している。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅴ開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	郵便番号020-8530 盛岡市内丸12番2号 盛岡市役所 市民登録課	郵便番号020-8530 盛岡市内丸12番2号 盛岡市役所 市民登録課 019-651-4111 内線2122		
令和2年3月6日	Ⅴ開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ②対応方法	・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせがあった場合は、関係先に事実確認を行うなど迅速に対応し、被害の拡大を防ぎます。	・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせがあった場合は、関係先に事実確認を行うなど迅速に対応し、被害の拡大を防ぐ。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅵ評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成26年7月31日	令和1年12月4日	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅵ評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ①方法	盛岡市ホームページに掲載するほか、盛岡市各庁舎、公民館等に資料を配架し、国民・住民からの意見を聴取する。	盛岡市公式ホームページに掲載するほか、盛岡市各庁舎、公民館等に資料を配架し、国民・住民からの意見を聴取する。	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	Ⅵ評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成26年12月26日から平成27年1月30日まで(36日間)	令和1年12月6日から令和2年1月6日まで(31日間)	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月6日	VI評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成27年2月4日, 20日	令和2年1月17日, 令和2年1月31日	事後	重要な変更該当しない変更であるため, 事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	VI評価実施手続 3. 第三者点検 ②方法	平成27年2月4日に盛岡市個人情報保護審議会に意見を求め, 各委員の点検を経て, 2月20日に回答を得た。	令和2年1月17日に盛岡市個人情報保護審議会に意見を求め, 各委員の点検を経て, 1月31日に回答を得た。	事後	重要な変更該当しない変更であるため, 事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	VI評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	特定個人情報保護評価書の審査の観点に照らして点検を受け, リスク対策等に関する意見を受けて評価書の記載内容を修正した。	特定個人情報保護評価書の審査の観点に照らして点検を受け, 評価書の記載表現等に関する意見を受けて記載内容を修正した。	事後	重要な変更該当しない変更であるため, 事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	(別紙1)番号法第19条第7号 別表第二に定める事務		提供先No.36, 40, 46を追加 ※項番追加に伴い, それ以降の項番を繰り下げ	事後	重要な変更該当しない変更であるため, 事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	(別紙2) 番号法第9条第1 項別表第一に定める事務 移転先NO. 移転先	3 保健福祉部子ども未来課 33 盛岡市保健所健康推進課	削除 ※項番削除に伴い, それ以降の項番を繰り上げ	事後	重要な変更該当しない変更であるため, 事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	(別紙2) 番号法第9条第1 項別表第一に定める事務 移転先NO. 移転先		以下の項番を追加 15 学務教職員課 24 子ども未来部子ども青少年課 31 建設部建築住宅課 32 保健福祉部生活福祉第一・第二課 34 盛岡市保健所保健予防課 36 市民部医療助成年金課 38 盛岡市立高校 40 市民部医療助成年金課 ※項番追加に伴い, それ以降の項番を繰り下げ	事後	重要な変更該当しない変更であるため, 事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月6日	(別紙2) 番号法第9条第1 項別表第一に定める事務 移転先NO. 移転先	1 保健福祉部子ども未来課 2 盛岡市保健所健康推進課 4 保健福祉部子ども未来課 21 保健福祉部子ども未来課 22 保健福祉部介護高齢福祉課 23 保健福祉部子ども未来課 25 保健福祉部子ども未来課 28 盛岡市保健所健康推進課 29 保健福祉部子ども未来課 33 保健福祉部介護高齢福祉課 35 盛岡市保健所健康推進課 39 保健福祉部子ども未来課	1 子ども未来部子ども青少年課 2 子ども未来部母子健康課 4 子ども未来部子ども青少年課 21 子ども未来部子ども青少年課 22 保健福祉部長寿社会課 23 子ども未来部子ども青少年課 25 子ども未来部子ども青少年課 28 子ども未来部母子健康課 29 子ども未来部子ども青少年課 33 保健福祉部介護保険課 35 盛岡市保健所健康増進課 39 子ども未来部子育てあんしん課	事後	重要な変更該当しない変更であるため, 事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年12月24日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	重要な変更該当しない変更であるため, 事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年12月24日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち, 第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 97, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち, 第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 97, 101, 102, 103, 105, 106, 107, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項)	事後	重要な変更該当しない変更であるため, 事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	堅牢な施設のサーバ室に保管されており、サーバ室への入退室は、ICカード認証、暗証番号入力及び静脈認証により厳重に管理されている。	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更該当する変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられる
令和3年12月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法		以下を追記 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は盛岡市からの操作によって実施される。盛岡市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	重要な変更該当する変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられる
令和3年12月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容		以下を追記 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更該当する変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられる
令和3年12月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容		以下を追記 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②盛岡市から特定個人情報の取扱を委託された事業者は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦盛岡市や特定個人情報の取扱を委託した事業者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧盛岡市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更該当する変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられる
令和3年12月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 消去手順 手順の内容		以下を追記 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更該当する変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月24日	IVその他のリスク対策 ① 監査 ② 監査 具体的な内容		以下を追記 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	重要な変更該当する変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられる
令和3年12月24日	IVその他のリスク対策 3. その他のリスク対策		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での特定個人情報ファイルの取扱いについては、特定個人情報ファイルを保有する盛岡市及び盛岡市から特定個人情報の取扱を委託された事業者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、盛岡市に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、盛岡市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更該当する変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられる
令和3年12月24日	(別紙1)	(別紙1) 番号法第19条第7号別表第二に定める事務	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年12月24日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 提供先8	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年12月24日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務		項番21の削除、項番107の追加	事後	重要な変更該当しない変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない